

公 告

電子入札による事後審査型制限付き一般競争入札を次のとおり行うので、高知市上下水道事業契約規程(昭和 47 年水道局規程第 2 号)により準用する高知市契約規則(昭和 40 年規則第 4 号) 第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 5 月 30 日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 孕東町～横浜送水管布設替工事
- (2) 工事場所 高知市 孕東町～横浜
- (3) 工事概要 送水管布設工
NS形DIP Φ500 826.7m
- (4) 工事日数 230 日間
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 調査基準価格 有(事後公表)
【計算式】直接工事費の 97%+共通仮設費の 90%+現場管理費の 90%+一般管理費等の 68%
- (7) 失格基準価格 設定有

2 本工事は予定価格に係る積算疑義申立手続き対象の工事である。

3 本工事は施工体制確認型総合評価落札方式(施工計画型)を適用した工事である。

4 本工事は低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項その他入札に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

業 種	水道施設工事（給配水又は配水管）	
入札参加形態	<p>特定建設工事共同企業体による施工とし、構成員数は2又は3とする。ただし、次に掲げる事項を満たすこと。</p> <p>ア 代表者の出資比率は、構成員中最大か又は同等とし、構成員のうち、最小の出資者の出資比率は当該共同企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならないものとする。</p> <p>(ア) 構成員数が2のとき 30%</p> <p>(イ) 構成員数が3のとき 20%</p> <p>イ 本工事において、各構成員は他の特定建設工事共同企業体の構成員となっていないこと。</p>	
代表構成員	地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
	資格等	高知市上下水道局の令和6・7年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格において、水道施設工事（給配水又は配水管）の格付等級がA級の者
	許可区分	特定
	施工実績	<p>高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次のいずれかの要件を満たす者（※工事施工証明書等要）</p> <p>ア 高知市上下水道局又は高知市発注の配水管工事技能者の配置を要件とする工事で、一件の請負工事の請負金額が1,500万円以上（一括入札の場合は請負金額の総額）の工事施工実績事業者</p> <p>イ 官公庁発注の一件の請負工事において、耐震管（U形、S形、SⅡ形、NS形、GX形、PN形、PⅡ形、KF形、UF形のいずれか）を含む工事で、耐震管Φ150以上かつ総施工延長300m以上（一括入札した請負工事の場合は、総施工延長）の工事施工実績事業者</p>
	配置技術者	<p>本工事において次の要件を満たす技術者を配置することができる者。この場合において、当該技術者は、公告日の3か月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であること。</p> <p>高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の要件をすべて満たす技術者を配置することができる者。</p> <p>ア <u>一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受けている者（監理技術者講習修了証を有する者であること。）</u></p> <p>イ 「施工実績」に掲げるいずれかの要件を満たす工事において、現場代理人又は技術者（主任技術者又は監理技術者）として従事した経験を有している者（※工事施工証明書等要）</p>

配水管工事技能者	<p>本工事において次の要件のうちア及びイを満たす、又は、ア及びウを満たす配水管工事技能者を専任で配置することができる者。この場合において、当該技能者は、公告日の前日以前から申請者との雇用関係が継続している者であること。</p> <p>ア 高知市上下水道局に配水管工事技能者（耐震継手管の技能の資格を有する者）として登録されている者</p> <p>イ （公社）日本水道協会の配水管技能者登録証「大口径」の交付（有効期限内であること）を受けている者</p> <p>ウ 平成15年4月1日以降「高知市水道局配水管工事技能者養成講習」を修了した者で（一社）日本ダクタイル鉄管協会 JDPA 継手接合研修会受講証 NS 形（φ500以上）の交付を受けている者</p>
手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しない。

代表者以外の構成員の要件は要件A又は要件Bのいずれかとする

代表者以外の 構成員 要件 A	地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
	資格等	高知市上下水道局の令和6・7年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格において <u>土木一式工事</u> の格付等級がA級又はB級の者
	許可区分	特定又は一般
	配置技術者	<p>本工事において次の要件を満たす技術者を配置することができる者。この場合において、当該技術者は、公告日の3か月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であること。</p> <p>高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の要件を満たす技術者を配置することができる者。</p> <p>・一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格又は、<u>監理技術者資格者証</u>の交付を受けている者（監理技術者講習修了証を有する者であること。）</p>
手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しない。	
代表者以外の 構成員 要件 B	地域要件	高知市内に主たる営業所（本社）を有する者
	資格等	高知市上下水道局の令和6・7年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格において、 <u>水道施設工事（給配水又は配水管）</u> の格付等級がA級又はB級の者
	許可区分	特定又は一般
	配置技術者	<p>本工事において次の要件を満たす技術者を配置することができる者。この場合において、当該技術者は、公告日の3か月以上前から申請者との雇用関係が継続している者であること。</p> <p>高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の規定の外、次の要件を満たす技術者を配置することができる者。</p> <p>・一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格又は、<u>監理技術者資格者証</u>の交付を受けている者（監理技術者講習修了証を有する者であること。）</p>
手持工事	手持ち工事の状況による条件は設定しない。	

2 参加申請・入札日程等

参加申請の受付	<p>入札に参加を希望する者は申請期間に一般競争入札参加資格確認申請書その他必要書類を提出することで参加意思を示すものとする。ただし、入札参加資格の審査は開札後、落札候補者のみ行うため、資格決定は行わない。</p> <p>※次の手続きによらない者は、失格とする。</p>	
	申請期間	令和6年5月30日8時30分から同年6月21日17時15分まで（高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）に規定する休日は除く。）
	提出書類	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）</p> <p>2 企業の評価項目一覧表（様式4）</p> <p>3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式5）</p> <p>4 簡易な施工計画（様式8）</p> <p>5 施工計画非公開理由書（該当する場合のみ）</p>
	提出方法	<p>申請期間に、PDFファイル形式の電子ファイルを高知市上下水道局企画財務課電子メールアドレスへ送付すること。</p> <p>電子メールアドレス kc-241100@city.kochi.lg.jp</p> <p>電子メールにより提出後、必ず電話により受信確認をすること。</p> <p>※電子メールの添付ファイルの容量は、<u>7MB以下</u>とし、2通以上に分けて送信する場合は、電子メールのタイトルを『入札参加申請書 1/2』のように、送信した電子メールの合計数がわかるようにすること。</p> <p>なお、簡易な施工計画（様式8）はPDFファイル形式とは別途にWord形式の電子ファイルを添付すること。</p> <p>上記提出書類の提出がない者は、失格とする。</p>
設計図書の閲覧	期 間	令和6年5月30日8時30分から入札書提出期限まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
電子データの閲覧	期 間	令和6年5月30日から令和6年7月23日まで
	場 所	高知市上下水道局企画財務課ホームページ
質疑の受付回答	受付期間	令和6年5月30日8時30分から同年6月13日17時15分まで
	場 所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出方法	<p>FAX又は持参によること（郵送は認めない）</p> <p>なお、提出に併せてEXCELファイル形式の電子ファイルを高知市上下水道局企画財務課電子メールアドレスへ送付すること。</p> <p>電子メールアドレス kc-241100@city.kochi.lg.jp</p>
	回答時期	令和6年6月18日

	回答方法	回答日から入札書の提出締切日まで高知市上下水道局3階企画財務課において閲覧に付するとともに、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。
入札方法等		本工事は高知市上下水道局電子入札運用基準に基づき、高知市電子入札システムで行う。
	提出書類	1 入札書（電子入札システムにより入力） 2 工事費内訳書
	提出書類受付期間	令和6年7月10日 8時00分から 令和6年7月12日 17時00分まで ※質疑回答を確認の上、提出すること。
開札	開札予定日	令和6年7月16日 10時00分
	開札場所	高知市上下水道局3階企画財務課
予定価格に係る積算疑義の申立		高知市上下水道局建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱（令和6年4月1日改正。以下この項で「要綱」という。）の規定に基づき設計金額の積算に係る疑義の申立てを受け付ける。
	金入り設計書開示	時間 令和6年7月16日13時00分から申立期間終了まで 場所 高知市上下水道局2階 水道整備課
	申立期間	令和6年7月16日13時00分から令和6年7月17日16時00分まで
	申立方法	要綱第8条の規定により、電子メール又は直接持参する方法によるものとする。 提出先： 高知市上下水道局2階 水道整備課 電子メールアドレス： kc-240500@city.kochi.lg.jp 申立ての有無については、高知市上下水道局企画財務課ホームページの「建設工事等の入札予定・結果・契約情報」に掲載する。
	確認結果の公表等	申立てがあった場合は、高知市上下水道局企画財務課ホームページに掲載する。 掲載時期：令和6年7月19日
	その他	要綱第12条の規定に基づき、落札候補者を決定した場合は、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領10項に規定する入札資格要件等の審査を行う。
確認書類の提出	提出期限	提出を求められた日から起算して2日以内（閉庁日を除く）
	場所	高知市上下水道局3階企画財務課
	提出書類	入札資格要件確認書 開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。
	提出方法	持参、FAX又はメールによること（郵送は認めない。）
落札決定		確認書が提出された日から起算して2日以内（閉庁日を除く）に落札者を決定

契約の保証	必要
契約条項を示す場所	高知市上下水道局 3階企画財務課

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

本入札の総合評価落札方式は、提出された資料が要件を満たすものである場合は、標準点（100点）を与え、技術評価点等の内容に応じて加算点（最大44点）を加えたものを評価点とする。評価値の算出方法は、第4項第1号の規定による。

(2) 評価項目等

評価項目、評価基準及び配点については次に示すとおり。評価基準の取扱いについては、高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領に示すところによる。

ア 企業の評価

評価項目	基本配点	評価基準	加算点	
企業の技術力	1.0点	○同種工事(注1)の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度（平成21年度以降）において、元請けとして完成し引き渡した同種の公共工事の実績を評価する。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として施工した工事に限るものとする。	施工実績 2件以上	1.0点
		施工実績 1件	0.5点	
		上記以外	加算点なし	
	2.0点	○同一種工事(注2)成績評定 公告日の属する年度の前年度までの3か年度（令和3年度から令和5年度まで）において工事検査を完了した高知市上下水道局（高知市含む）発注工事の工事成績評定値を評価する。共同企業体による工事は、各構成員の工事成績として扱う。	成績評定値 75点以上	2.0点
			成績評定値 70点以上 75点未満	1.0点
			上記以外	加算点なし
	-	○直近の成績評定の最低点（前年度実績） 令和5年度において、工事検査を完了した高知市上下水道局発注工事の同一工種に限らず、 <u>全工種の成績評定を対象とする</u> 。当該評価項目においては、成績評定の再評定がなされた場合は、当初評定が65点未満のときを除き、再評定日を成績評定日とみなす。	成績評定値 65点未満 有	-0.5点
			成績評定値 65点未満 無	加算点なし
	○同一種工事(注2)優良工事表彰の有無（令和3年度以降） 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度（令和	1.0点	表彰 有（高知市）	1.0点

	3年度以降)における高知市, 国土交通省又は高知県からの同一工種工事に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰をうけた場合は, 各構成員を同等に評価する。 国土交通省表彰は, 局長表彰又は事務所長表彰を対象(表彰種別は問わない)とする。高知県表彰は, 高知県知事賞, 優良賞, 土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるものを対象とする(高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等)を含むが, 「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。)	0.5点	表彰 有 (他機関)	0.5点
			表彰 無	加算点なし
環境・労働福祉	○ISO等の取得状況 入札参加申請日現在有効な ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 の認証取得の有無	0.5点	ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21 のいずれかの認証取得済	0.5点
			いずれも認証未取得	加算点なし
	○障害者雇用対策の実績 入札参加申請日現在において障害者の雇用率が法定雇用率を超える障害者の雇用の有無	0.5点	雇用 有	0.5点
			雇用 無	加算点なし
	○男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等 入札参加申請日現在において, 公告日の属する年度又はその前年度までの5か年度(令和元年度以降)における男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰(市表彰)の有無, 又は次世代育成支援対策推進法若しくは女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主に認定若しくは高知県ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度要綱に基づく認証の取得の有無	0.5点	市表彰又は認定等の取得 有	0.5点
			市表彰又は認定等の取得 無	加算点なし
	○法定外労働災害補償制度への加入状況 入札参加申請日現在において, 公益財団法人建設業福祉共済団, 一般社団法人全国建設業労災互助会等の法定外労働災害補償制度への加入の有無	0.5点	法定外労働災害補償制度への加入 有	0.5点
			法定外労働災害補償制度への加入 無	加算点なし
	○若手技術者・女性技術者の配置 ア又はイのどちらかに該当する場合に評価の対象とする。 ア 発注工事の配置技術者要件として求める資格を有し, かつ 41 歳未満(開札日を基準とする。以下同じ。)又は女性(年齢は問わない。以下同じ。)の技術職員を主任技術者又は監理技術者として配置する場合 イ 発注工種に係る建設業法第7条第2号イ, ロ又はハのいずれかに該当し, かつ 41 歳未満又は女性の技術職員を現場代理人として配置する場合	0.5点	41 歳未満又は女性の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 有	0.5点
			41 歳未満又は女性の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 無	加算点なし

災害時対応	○災害時の応急対策活動に関する協定の締結の有無 入札参加申請日現在における高知市若しくは高知県との協定で高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結しているか否か。(団体で締結している場合の構成員を含む。)	0.5点	防災協定を締結した団体の構成員等有	0.5点
			防災協定を締結した団体の構成員等無	加算点なし
	○重機保有の有無 経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械を評価対象とする。その他の規格等は問わないが、定められた検査等を受け実際に使用可能な状況のものを対象とする。また、連結会社の保有は対象とせず、リース契約による場合は、リース契約期間内に公告日を含むものを対象とする。	0.5点	自社保有又は長期(1年以上)リース有	0.5点
			自社保有又は長期(1年以上)リース無	加算点なし
	○消防団協力事業所の認定 入札参加申請日現在における高知市消防団協力事業所の認定の有無。	0.5点	消防団協力事業所の認定 有	0.5点
			消防団協力事業所の認定 無	加算点なし
○災害時の事業継続力(BCP)認定 入札参加申請日現在における高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会等による災害時の事業継続力(BCP)認定(開札日において有効なものに限る。)の有無。	0.5点	BCP認定 有	0.5点	
		BCP認定 無	加算点なし	
地域貢献	○地域ボランティア活動の実績 公告日の属する年度の前年度に高知市の地域内における環境美化・防犯等の地域ボランティア活動の実績の有無	0.5点	地域ボランティア活動3回以上	0.5点
			地域ボランティア活動2回以下	加算点なし
法令遵守	○独占禁止法違反等による指名停止の状況(公告日以前1年間) 平成25年4月1日以後に公告を行った一般競争入札又は指名競争入札において独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、本市から指名停止を受けた期間がある者に対して減点評価を行う。	-	指名停止 有	-1.0点
			指名停止 無	加算点なし
合 計		9.0点		

(注1) 上水道管布設工事(大口径)を含む工事

(注2) 水道施設工事

イ 配置予定技術者の評価

評価項目	基本配点	評価基準	加算点
○同種工事(注3)の実績の有無 公告日の属する年度又はその前年度までの15か年度(平成21年度以降)において、元請けとして完成し引き渡した同種の公共工事の実績を評価する。評価の対象は現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事とする(工期の途中で交代(変更)している場合は評価の対象とならない。)。ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が15%以上の構成員として施工した工事に限るものとする。	2.0点	施工実績 2件以上	2.0点
		施工実績 1件	1.0点
		上記以外	加算点なし
○同一工種工事(注4)成績評定 公告日の属する年度の前年度までの3か年度(令和3年度から令和5年度まで)において工事検査を完了した高知市上下水道局(高知市含む)発注工事の工事成績評定値の評定値を評価する。現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者として従事した工事とする(工期の途中で変更となっている場合は評価の対象とならない)。共同企業体により施工した工事の成績評定は、各構成員の成績評定として扱う。	1.0点	成績評定値 75点以上	1.0点
		成績評定値 70点以上 75点未満	0.5点
		上記以外	加算点なし
○同一工種工事(注4)優良工事表彰 入札参加申請日現在において公告日の属する年度又はその前年度までの3か年度(令和3年度以降)における高知市、国土交通省又は高知県からの同一工種工事に係る優良建設工事施工者表彰の有無。共同企業体で表彰を受けた場合は、各構成員を同等に評価する。国土交通省表彰は、局長表彰又は事務所長表彰を対象(表彰種別は問わない)とする。高知県表彰は、高知県知事賞、優良賞、土木事務所長表彰のうち所長賞又は所長賞と同等とされるものを対象とする(高知県土木部以外の高知県の出先機関が表彰を行う「所長賞」等)を含むが、「一工事賞」等その他の表彰は評価の対象としない。)	1.0点	表彰 有(高知市)	1.0点
		表彰 有(他機関)	0.5点
		表彰 無	加算点なし
○継続教育学習制度(CPD(S))への取組(注5) (一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金、建築設備士関係団体CPD協議会、(公社)土木学会のいずれかの取得単位数とする。ただし、専門工事については、工事の特性に応じて他団体のCPDを追加できるものとし、各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体のみを対象とする。また、各団体の推奨単位数は、次のとおりとする。 ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 20 ユニット/年 ⇒ 100 ユニット/5年間 ・(公社)日本技術士会 50 CPD時間/年 ⇒ 250 CPD時間/5年間 ・(公社)日本建築士会連合会、(一財)建設業振興基金 12 単位/年 ⇒ 60 単位/5年間 ・建築設備士関係団体CPD協議会 250 単位/5年間 ・(公社)土木学会	1.0点	推奨単位の10分の8以上	1.0点
		推奨単位の10分の3以上10分の8未満	0.5点
		推奨単位の10分の3未満	加算点なし
合計	5.0点		

(注3) 上水道管布設工事(大口径)を含む工事

(注4) 水道施設工事

(注5) 5年間の取得状況が評価の対象となります。挙証資料については、5年間の学習履歴の証明書（証明書の日付は令和6年4月1日以降）を提出してください。

ウ 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
○品質確保の実効性	良	11.0点	<ul style="list-style-type: none"> ・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
	可	4.4点	
	不可	0点	
○施工体制確保の確実性	良	11.0点	
	可	4.4点	
	不可	0点	
合計（良の場合）		22.0点	

※高知市上下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和4年4月8日改正）により、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。なお、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の評価が「良」（満点）の場合に、技術評価点の満点相当を施工体制評価点として配点する。

エ 施工計画の評価

評価項目	基本配点	評価基準	加算点
○施工上配慮すべき事項に関する所見 本工事では、道路管理者との協議により、施工中、トンネル全区間を含む長距離（約900m）の通行規制（車線減少）が必要とされているため、車両や歩行者などの通行の安全や、安全施設の迅速な設置に配慮する必要がある。 このような現場条件を踏まえ、円滑かつ安全に施工するための施工計画の立案。 また、日々の夜間作業終了後は仮舗装により交通開放することとなるが、昼間は大型車両も含め、交通量が多いことから、仮舗装の不陸対策などにも配慮する必要がある。 このような現場条件を踏まえ、次年度予定している舗装復旧の支障とならない施工計画の立案。	4.0点	配慮事項の設定やこれへの対応が現場の環境条件等を踏まえ、考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	4.0点
			3.0点
			2.0点
			1.0点
		一般的な記述にとどまっている	加算点なし
○施工上配慮すべき事項に関する所見 本工事区間の大部分を占める新宇津野トンネルは、試掘調査の結果、厚さ33cmのコンクリート舗装及び路面下には硬質岩が確認されており、新設水道管の土被りは60cmであることから、施工時には、コンクリート舗装の切断・撤去や岩掘削が必要であり、騒音など周辺への影響が懸念される。 このような現場条件に加え、作業時間帯が夜間かつ長期間であることも踏まえて、周辺家屋や構造物はもとより、現場作業員も対象とした、施工に伴う騒音などへの環境対策についての立案。	4.0点	配慮事項の設定やこれへの対応が現場の環境条件等を踏まえ、考慮すべき具体的な提案を段階評価する。	4.0点
			3.0点
			2.0点
			1.0点
		一般的な記述にとどまっている	加算点なし
合計	8.0点		

※各評価項目の評価点は、評価した加算点の平均点（小数点第三位を四捨五入）とする。

(3) 評価対象者

各評価項目に係る評価対象者は次のとおり

	評価項目	評価対象者
企業の評価	同種工事の実績の有無	代表者
	同一工種工事成績評定	代表者
	直近の成績評定の最低点	代表者
	同一工種工事優良工事表彰	代表者
	ISO 等の取得状況	構成員のいずれか1者
	障害者雇用対策の実績	構成員のいずれか1者
	男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等	構成員のいずれか1者
	法定外労働災害補償制度への加入状況	構成員のいずれか1者
	若手技術者・女性技術者の配置	構成員のいずれか1者
	災害時の応急対策活動に関する協定の締結	構成員のいずれか1者
	重機保有の有無（市内業者のみを評価対象とする）	構成員のいずれか1者
	消防団協力事業所の認定	構成員のいずれか1者
	災害時の事業継続力（BCP）認定	構成員のいずれか1者
	地域ボランティア活動の実績	構成員のいずれか1者
独占禁止法違反等による指名停止の状況	構成員すべて	
の技術者の評価	同種工事への従事実績の有無	代表者
	同一工種工事成績評定	代表者
	同一工種工事優良工事表彰	代表者
	継続教育学習制度（CPD(S)）への取組	代表者

(4) 評価内容の担保

ア 受注者は、提案した施工計画を現地にて履行することにより、高知市上下水道局が提案する標準施工に比べ工事費の増額が必要となる場合においても、これを設計変更の対象としない。

イ 工事中及び完了後には、施工計画の履行状況について確認・審査を行い、受注者の責により提案内容が満たされない場合は、再度の施工義務を負う。工事の性格から、再度の施工が困難又は合理的でない場合は、工事成績評定点の減点等を行う。工事評定点の減点は、施工計画の評価項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して、達成されなかった項目に対し、1項目2点の減点措置を行う。ただし、減点措置は最大10点とする。

ウ 施工計画書に記載された内容に関して履行状況が特に悪質と認められる場合には、虚偽の申請があったものとして取り扱い、指名停止等の措置を行う。

(5) 評価結果

評価項目ごとの加算点の合計（企業の評価、配置予定技術者の評価、施工計画の評価の合計）が0点以下の者、又は、求める施工計画のすべてにおいて提案がない者若しくは著しく不適当な提案を行ったと判断される者については、当該入札参加資格がないものとして取り扱う。

(6) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は返却しないが、提出者に無断で他の用途には使用しない。
- ウ 提出期限を過ぎた後の申請書類等の訂正又は差し替えは認めない。
- エ 提出された簡易な施工計画書は、高知市行政情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は原則公開する。ただし、これを公開することによって、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があると高知市上下水道事業管理者が判断する場合については、同条例第9条第1項第3号の規定により非公開とすることが出来るので、申請者が非公開としたい部分とその具体的な理由を別途定める様式にて提出すること。

4 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の式によって算出する評価値の最も高い者とする。
評価値＝（標準点＋加算点）÷ 入札価格 × 100,000,000
（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (2) 前号の評価値の算出は、次の要件をすべて満たす入札者数が1者以上の場合行う。
 - ア 有効な入札であること。
 - イ 入札金額が予定価格以下で失格基準価格以上であること。
- (3) 入札回数は1回とする。

5 支払条件

低入札者と契約締結する場合は、高知市上下水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領第13第3号の規定によるものとする。

6 その他

- (1) 入札参加者は、「高知市上下水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）」（令和6年4月1日改正）及び高知市上下水道局電子入札運用基準（令和6年4月1日改正）を遵守すること。
- (2) 入札参加手続きを行った者の間において、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4項第6号又は第7号に該当する場合は、入札参加資格を認めない。また、開札後、同号に該当する事実が判明した場合は、その者の入札を失格とする。
- (3) 低入札価格調査における失格基準
低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - ア 直接工事費 設計における直接工事費の90%
 - イ 共通仮設費 設計における共通仮設費の80%
 - ウ 現場管理費 設計における現場管理費の80%
 - エ 一般管理費等 設計における一般管理費等の30%
- (4) 落札候補者が提出期限までに入札資格要件確認書を提出しないとき、又は入札参加資格を有しないと認められる場合は、失格となる。

- (5) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。
- (6) 落札決定から契約締結の日までの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。
 - ア 高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - エ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - オ その他の事由により入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (7) 本工事の入札及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (8) 落札者は、契約締結までに平成 23 年 12 月 26 日付け「独占禁止法の遵守に係る誓約書の提出について（高知市上下水道局）」の中の誓約書（別記様式 1）を提出すること。これがない場合は契約を辞退したものとみなし契約を締結しない。
- (9) 受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払による何れかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (10) **本件契約は、高知市公共調達条例（平成 24 年条例第 4 号）に規定する「特定工事請負契約」に該当するものであり、高知市上下水道局と落札者は契約締結にあたり、同条例第 8 条第 1 号から第 12 号に定める事項について特約するものとする（当該特約条項を示す場所は、契約条項を示す場所に同じ）。**
- (11) **本工事は、「週休 2 日制モデル工事」実施要領における「受注者希望型」の対象工事である。**
- (12) その他の条件については、高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領に示すとおり。

7 担当部署

高知市上下水道局企画財務課契約担当

住所 高知市針木北一丁目 15 番 20 号（高知市上下水道局 3 階）

電話 088-821-9208 F A X 088-843-6523